〇大西(健)委員

色覚検査の問題。
それでは、次に移りたいと思いますけれども、

すから、ちょっとここで取り上げさせていただきますけれども、私、質問主意書を提出したんですますけれども、私、質問主意書を提出したんですますけれども、私、質問主意書をお配りしていも、皆さんのお手元に質問主意書をお配りしていたと思いますので、結構ですので。

ここにも書いておきましたけれども、厚労省は、

- 9 -

ういう通達を出しました。 就職に際して根拠のない制限をしないように、 一〇〇一年に労働安全衛生規則を一部改正 雇用健診時に色覚検査を原則廃止をして、 をしま

採用時における色覚検査の実施状況を調査をしま 色覚検査が行われている、また、そのうち半数に した。そうすると、約六割の自治体等で採用時の ットワークという団体が、全国規模で消防職員の ことがわかりました。反対に言うと、 ついては検査結果を採用に影響させているという ころでは検査はやっていない。 ところが、カラーユニバーサルデザイン推進 約四割のと

りがないということを、逆に言うと私は示していら、色覚異常が消防業務遂行の上で何ら差しさわ ている方がいらっしゃるということでありますかても、現に消防職員として立派に職務を遂行されやっていなくても、現に色覚異常があったとし ると思うんです。

思うんです。 ところにやりなさいと言わなきゃいけない話だと割もあるんですから、これは逆に、やっていない 要があるんだったら、やっていないところが今四 ったらこれはやればいい話だし、逆に、本当に必 色覚検査をする合理的な理由があるんだ

あることが私は問題だと思うんです。 だから、何を言いたいかというと、 ば 5 つつきが

える。」これは私はおかしいと思いますよ。やる ですけれども、答弁書の方には何て書いてあるか。 「各消防本部において適切に判断すべきものと考 ところが、大臣、答弁書を見ていただきたいん

> ら通達を出してもらって、必要のない検査はやめだったら、これは総務省の方から、消防庁の方か員の採用時に色覚検査がもし広く行われているん うんです。ところが、これは各消防本部に任せま てくださいということを言わなきゃいけないと思 ならやる、必要だったらやらなきゃい これは、私、必要がないにもかかわらず消防職 必要ないならやめなきゃいけないんです。 で

でもないし、通達一本出すのに何の不都合も私はうんですけれども、これは別に与野党対立する話これは野田大臣なら私はわかってもらえると思 ないと思うんですよ。

すと書いてあるんですね。

元の消防職員の採用試験に色覚検査があったから、防職員になりたいと思ったんだけれども、その地育ったふるさとを守りたいので生まれた地域で消それで、実際に私が話を聞いた方でも、生まれ 私はそのままにされていていいのかなというふうう人が実際いるんですよ。だから、こんなことが に思うんですね。 やむなく隣町、近隣の市の消防職員になったとい

思います。 る状況というのは、 て、まさに職業選択の自由が不当に制限されてい段によって補完できるところがある。それに対し仮に色覚異常があったとしても、それは他の手 私は変えていく必要があると

〇野田国務大臣 ことを、通達一本出していただけないでしょうか。検査、合理的理由のない検査はやめなさいという 大臣の御決断で、 お答えしたいと思います。 全国の消防職員採用時 の色覚

> の健康診断における義務づけというのが廃止され に労働安全衛生規則が改正されたときに雇入れ時 まず、 御指摘の色覚検査というのは、平成十三年 少し順番立ててお話をしたいんですけ 質問主意書も拝見いたしまし

ń

それで、じゃ、 でいます。 リアージタグ、急病、急ぎ救急で搬送しなきゃい 態とか、あとは、顔色を見る判断、それとか、ト ならないということも、 されているボンベの色というのも判断をしなきゃ るかみたいなものを判断するとか、危険物が保管 消火活動に当たって、炎の色を見て何が燃えてい ころ色で判断することになっています。さらには、 けない順番みたいな、トリアージのタグも今のと 判断ですね、あとは、けがをされた方の出血 いて運転を行う際の信号機の判断、 仕事がございます。例えば、消防活動の現場に ですけれども、 実は、 なぜ消防はということになるん 消防ならではのさまざまな 実際消防現場にはござ 信号機の色 の状 \mathcal{O}

くというのが法律上定められています。 ろで、ということで、各消防本部でお決めいただ 試験を実施するのは消防庁などとされているとこ 用というのは、受験資格要件や試験の方法を定め、 御承知のように、法律上、 消防職員の採

を見なくていいような、 規模なんだと思いますね。たくさん本部で採る場 ていいような、 合は、先ほど申し上げた、トリアージのタグの色 なぜまちまちなのかというのは、やはり本部 そういう仕事も当然あるから、 又は消火現場に行かなく \mathcal{O}

ですから、まずはやより、それぞれの本部のというのがあるんだと思います。ういう色覚に問題があっても、それをしない職

しているわけなんです、まだ三分の二が。 対象にして抽出した結果、三十四消防本部が、三 対象にして抽出した結果、三十四消防本部が、三 今、全国の消防長会というのが五十一消防本部を まとれら質問主意書の中でサジェスチ はなれてみたんですよ。 まとれるというのが五十一消防本部を を対象にして抽出した結果、三十四消防本部が、三 はないるかけなんです。 を対象にしてがありましたので、実際調べてみたんですよ。 まさも違う、取組方も違うという中で、全国の状 とさも違う、取組方も違うという中で、全国の状

ところでございます。を示すなど、対応を検討するように指示を出したを示すなど、対応を検討するように指示を出した結果も踏まえながら、消防庁として一定の考え方私の方からは、現在取りまとめ中のこの調査の

を出していただきたいんです。 だいたように、その結果をしっかり踏まえて指示**〇大西(健)委員** ぜひ、大臣最後に言っていた

んですよ。だから、何の支障もない。機の識別。色覚異常があっても運転免許を取れると理由が書いてあるんですけれども、例えば信号と理由が書いてあるんですけれども、例えば、している団体の皆さんとかに言わせると、例えば、というのは、実際の色覚異常のこういう支援をというのは、実際の色覚異常のこういう支援を

私は職業選択の自由を閉ざしている方が重いと思ざされていること、どっちが重いかといったら、でも、それをしないで、まさに職業選択の道が閉表示を変えることによって対応できるわけですよ。カラーユニバーサルデザインで色を改善するとかというのは、これはさっき言ったように、例えばとれから、トリアージタグとかボンベの色とか

、べきだというふうに思います。(ます。ほかの手段があるなら、そっちで対

すい

あるいは、先ほど言われた、例えば炎の色とあるいは、先ほど言われた、例えば炎の色とあるいは、先ほど言われたののも程度の差がありますから、かなり重篤な方は確かに問題がますけれども、ただ、今の色覚検をしっかり見ていただいて指示をしていただきないということについても、これは必ずしも実証にいいのだということですので、これは過ずしも実証をしっかり見ていただいて指示をしていただというからに思います